

平成25年 3月10日
埼玉県ソフトテニス連盟
審判委員会

審判委員会より

1 県連主催大会でのレフェリーの持ち方について

- 1) 従来は選手を兼ねてレフェリーを行っていることが多かったが、ここ数年で1級審判員資格を取得している方が増えてきているので、各大会に専属のレフェリーを置くことは可能であると考えます。
- 2) 大会におけるマナー等についても、審判規則 第3条（レフェリー）レフェリーは、アンパイヤーの指導・助言を行うとともに、アンパイヤーに競技規則及び審判規則の解釈について、実際に埼玉県審判委員会として対応していくことが必要と考える。
- 3) 審判規則 2条（審判団）2 でレフェリーは1人以上5人以内とし、その中の1人をレフェリー長（審判団統括責任者）とする。とある。

- 以上のことから、県連主催大会でのレフェリー長は、選手を兼ねずに、試合会場でのアンパイヤーその他の指導・助言にあたらせる。
- レフェリー長は大会ごとに審判委員会委員長が委嘱する。
- この大会のレフェリー長は誰なのか、開会式等で選手に紹介し、周知を図り大会を進める。
- レフェリー長の日当については、1日3000円とし、なるべく大会主管支部の役員が任務にあたる。
- 競技委員長（競技責任者）とレフェリー長（審判責任者）は兼ねることは無いように配慮する。